

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月14日
【会社名】	株式会社アズ企画設計
【英訳名】	Azplanning Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 俊人
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号新丸の内センタービルディング17階(東京本社)
【電話番号】	03 - 6256 - 0840(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 小尾 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第 7 回新株予約権証券) その他の者に対する割当 6,615,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 464,115,000円 (第 8 回新株予約権証券) その他の者に対する割当 870,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 525,870,000円 (第 9 回新株予約権証券) その他の者に対する割当 225,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 300,225,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月8日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2026年7月14日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)

- (1)募集の条件
- (2)新株予約権の内容等

2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)

- (1)募集の条件
- (2)新株予約権の内容等

3 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)

- (1)募集の条件
- (2)新株予約権の内容等

4 新規発行による手取金の使途

- (1)新規発行による手取金の額

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

- (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 7 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

<訂正前>

発行数	1,500個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	6,360,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に1,500を乗じた金額とします。)
発行価格	新株予約権 1 個につき4,240円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり42.40円)としますが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権(以下に定義します。)に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年 7 月14日から2026年 7 月16日の間のいずれかの日(以下「条件決定日」といいます。)において、別記「第 3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 7 月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年 7 月31日(金)
割当日	2026年 7 月31日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行川口支店

(注) 1 . 株式会社アズ企画設計第 7 回新株予約権証券(以下「第 7 回新株予約権」といい、株式会社アズ企画設計第 8 回新株予約権証券(以下「第 8 回新株予約権」といいます。))及び株式会社アズ企画設計第 9 回新株予約権証券(以下「第 9 回新株予約権」といいます。))と併せて、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、2026年 7 月 8 日(以下「発行決議日」といいます。)に開催された取締役会決議によります。

(後略)

<訂正後>

発行数	1,500個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	6,615,000円
発行価格	4,410円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり44.10円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 7 月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年 7 月31日(金)
割当日	2026年 7 月31日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行川口支店

(注) 1. 株式会社アズ企画設計第7回新株予約権証券(以下「第7回新株予約権」といい、株式会社アズ企画設計第8回新株予約権証券(以下「第8回新株予約権」といいます。))及び株式会社アズ企画設計第9回新株予約権証券(以下「第9回新株予約権」といいます。))と併せて、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、2026年7月8日(以下「発行決議日」といいます。))に開催された取締役会決議及び2026年7月14日(以下「条件決定日」といいます。))に開催された取締役会決議によります。

(後略)

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1. 第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)150,000株(第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。))が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第7回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ(以下「行使価額修正選択権」という。)、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を新株予約権者(以下、文脈に応じて個別に又は第8回新株予約権若しくは第9回新株予約権を保有する者と総称して「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。))から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。))の直前取引日の東京証券取引所(以下「取引所」という。))における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」という。))の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、第7回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月8日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(第7回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項で定義する。))が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。)(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において「発行決議日終値」という。))を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。また、上記価額が下限行使価額(以下に定義する。))を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。))があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。 本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記第7項第(1)号に定める第7回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の直前取引日において、修正される。 4. 行使価額の下限 行使価額は1,508円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。その場合、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。)(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において「下限行使価額」という。))を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。 5. 割当株式数の上限 150,000株(2026年2月28日現在の当社発行済普通株式総数1,508,000株に対する割合は、9.95%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。
---------------------------------	--

	6. 第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 232,560,000円(但し、第7回新株予約権は行使されない可能性がある。) 7. 当社の請求による第7回新株予約権の取得 第7回新株予約権には、当社の決定により、第7回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)
--	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	463,860,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。) (注) 全ての第7回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により行使価額が修正又は調整された場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第7回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第7回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第7回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
---------------------------------	---

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1. 第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)150,000株(第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。))が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第7回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ(以下「行使価額修正選択権」という。)、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を新株予約権者(以下、文脈に応じて個別に又は第8回新株予約権若しくは第9回新株予約権を保有する者と総称して「本新株予約権者」という。))に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。))から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。))の直前取引日の東京証券取引所(以下「取引所」という。))における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」という。))の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、第7回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月8日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(第7回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項で定義する。))が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。)(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において「発行決議日終値」という。))を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。また、上記価額が下限行使価額(以下に定義する。))を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。))があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記第7項第(1)号に定める第7回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の直前取引日において、修正される。
--------------------------	--

	4. 行使価額の下限 行使価額は1,508円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。その場合、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。)(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)」において「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。 5. 割当株式数の上限 150,000株(2026年2月28日現在の当社発行済普通株式総数1,508,000株に対する割合は、9.95%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 6. 第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 232,815,000円(但し、第7回新株予約権は行使されない可能性がある。) 7. 当社の請求による第7回新株予約権の取得 第7回新株予約権には、当社の決定により、第7回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)
--	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	464,115,000円 (注) 全ての第7回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により行使価額が修正又は調整された場合には、第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第7回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第7回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第7回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
---------------------------------	---

(後略)

2 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

<訂正前>

発行数	1,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	840,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に1,500を乗じた金額とします。)
発行価格	新株予約権1個につき560円(新株予約権の目的である株式1株当たり5.60円)としますが、条件決定日において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年7月31日(金)
割当日	2026年7月31日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行川口支店

(注) 1. 第8回新株予約権の発行については、発行決議日に開催された取締役会決議によります。

(後略)

<訂正後>

発行数	1,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	870,000円
発行価格	580円(新株予約権の目的である株式1株当たり5.80円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年7月31日(金)
割当日	2026年7月31日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行川口支店

(注) 1. 第8回新株予約権の発行については、発行決議日に開催された取締役会決議及び条件決定日に開催された取締役会決議によります。

(後略)

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1. 第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)150,000株(第8回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。))が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第8回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正 当社は、当社取締役会の決議により行使価額修正選択権の行使を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。))から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、第8回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月8日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(第8回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。))(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「発行決議日終値」という。))を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。また、上記価額が下限行使価額(以下に定義する。))を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記第7項第(1)号に定める第8回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の直前取引日において、修正される。 4. 行使価額の下限 行使価額は1,508円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。その場合、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。))(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「下限行使価額」という。))を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。 5. 割当株式数の上限 150,000株(2026年2月28日現在の当社発行済普通株式総数1,508,000株に対する割合は、9.95%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 6. 第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 227,040,000円(但し、第8回新株予約権は行使されない可能性がある。)) 7. 当社の請求による第8回新株予約権の取得 第8回新株予約権には、当社の決定により、第8回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。))。
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	525,840,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。) (注) 全ての第8回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により行使価額が修正又は調整された場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第8回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第8回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第8回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
---------------------------------	---

(後略)

< 訂正後 >

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1. 第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)150,000株(第8回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。))が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第8回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正 当社は、当社取締役会の決議により行使価額修正選択権の行使を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。))から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、第8回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月8日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(第8回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。))(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「発行決議日終値」という。))を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。また、上記価額が下限行使価額(以下に定義する。))を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記第7項第(1)号に定める第8回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の直前取引日において、修正される。 4. 行使価額の下限 行使価額は1,508円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。その場合、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。))(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)」において「下限行使価額」という。))を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
--------------------------	---

	5. 割当株式数の上限 150,000株(2026年2月28日現在の当社発行済普通株式総数1,508,000株に対する割合は、9.95%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 6. 第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 227,070,000円(但し、第8回新株予約権は行使されない可能性がある。) 7. 当社の請求による第8回新株予約権の取得 第8回新株予約権には、当社の決定により、第8回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)
--	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	525,870,000円 (注) 全ての第8回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により行使価額が修正又は調整された場合には、第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第8回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第8回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第8回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
---------------------------------	---

(後略)

3 【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

<訂正前>

発行数	750個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	225,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に750を乗じた金額とします。)
発行価格	新株予約権 1 個につき300円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり3.00円)としますが、条件決定日において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 7 月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年 7 月31日(金)
割当日	2026年 7 月31日(金)
払込取扱場所	株式会社埼玉りそな銀行 川口支店

(注) 1 . 第9回新株予約権の発行については、発行決議日に開催された取締役会決議によります。

(後略)

<訂正後>

発行数	750個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	225,000円
発行価格	300円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり3.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 7 月31日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アズ企画設計 埼玉県川口市戸塚二丁目12番20号
払込期日	2026年 7 月31日(金)
割当日	2026年 7 月31日(金)
払込取扱場所	株式会社埼玉りそな銀行 川口支店

(注) 1 . 第9回新株予約権の発行については、発行決議日に開催された取締役会決議及び条件決定日に開催された取締役会決議によります。

(後略)

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

(前略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	300,225,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。) (注) 全ての第9回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整された場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第9回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第9回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
---------------------------------	---

(後略)

<訂正後>

(前略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	300,225,000円 (注) 全ての第9回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整された場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第9回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第9回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
---------------------------------	---

(後略)

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,289,925,000	10,500,000	1,279,425,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計であります。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、割当予定先の調査費用、司法書士費用及び登記費用等の合計額であります。
3. 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における取引所終値等の数値を前提として算定した見込額です。本新株予約権の最終的な発行価額は条件決定日に決定されます。
4. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,290,210,000	10,500,000	1,279,710,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計であります。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、割当予定先の調査費用、司法書士費用及び登記費用等の合計額であります。
3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(注) 3の全文削除並びに4及び5の番号変更

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (1) 募集の条件 (注)6.本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に2027年2月期第1四半期決算短信及び中期経営計画を公表しており、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び各割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口 真人）に依頼しました。当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、当該算定機関が算定した結果を参考として、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、第7回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の4,240円、第8回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の560円、第9回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の300円としました。

また、各本新株予約権の行使価額は、発行決議日と同日付で公表いたしました「新中期経営計画について／新株予約権発行に関する補足説明資料」において掲げた業績目標達成による中長期的な企業価値・株価向上へのコミットメント及びその実現可能性を総合的に勘案するとともに、当社の資金需要、希薄化の規模及び現状の株価を考慮した行使の蓋然性並びに当社が経営指標として定める2027年2月期以降の当期純利益、想定PER、PBR、目標株価及び目標時価総額等を考慮して割当予定先との間で協議した結果、第7回新株予約権は、当初、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の101.16%に相当する額である3,050円とし、第8回新株予約権は、当初、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の116.09%に相当する額である3,500円とし、第9回新株予約権は、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の132.67%に相当する額である4,000円としました。すなわち、第7回新株予約権については、当社の直近の資金需要額を確保し、かつ割当予定先であるマッコーリーによる行使が早期に行われることを期待できる金額として、発行決議日の直前営業日までの直前6か月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値（円未満切捨て）である2,897円を上回る3,050円を行使価額と決定しました。また、第8回新株予約権及び第9回新株予約権については、行使期間である3年間の中で当社が持続的な成長を果たした各段階において割当予定先による行使が行われることを期待しつつ、過度に高い水準に行使価額を設定すると割当予定先による行使の蓋然性が確保できなくなることとも考慮し、第7回新株予約権の行使価額から段階的に成長した企業価値を反映する金額として、それぞれ3,500円と4,000円を行使価額として決定いたしました。このように、現在の市場実勢株価に対して段階的なプレミアムを付した意欲的な目標株価を設定することで、当社の持続的成長に伴う「株価の上昇（企業価値の向上）」のプロセスと、新中期経営計画の戦略を加速させる「資本増強」のタイミングを連動させております。これにより、各本新株予約権の行使価額は、株価低迷期における不適切な株式発行を構造的に排除し、既存株主の皆様の利益を最大限に保護しながら、企業価値を最大化していく財務戦略として設計されております。また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について行使価額修正選択権が行使された場合における行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、マッコーリーとの間での協議を経て8%としておりますが、下限行使価額が発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。なお、各本新株予約権の当初行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先の見通しを示すものではありません。当該算定機関は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを

仮定しております。なお、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額の決定方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えております。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の発行価額を決定するとした取締役会の判断については、法令に違反しておらず適法であるという趣旨の意見を得ております。

また、当社代表取締役である松本俊人氏は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行条件等に関するマツコーリーとの協議及び当社における協議・決議の場に参加しておりますが、第9回新株予約権の発行条件等に関しては、特別利害関係者に該当するため、当社における協議・決議の場には参加しておりません。

<訂正後>

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (1) 募集の条件 (注)6.本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に2027年2月期第1四半期決算短信及び中期経営計画を公表しており、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定しました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び各割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口 真人、以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、当該算定機関が算定した結果を参考として、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、第7回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の4,240円、第8回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の560円、第9回新株予約権1個につき当該算定結果と同額の300円としました。

また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2026年7月14日を条件決定日とし、条件決定日時点において想定される本新株予約権1個あたりの払込金額を、第7回新株予約権につき4,410円、第8回新株予約権につき580円、第9回新株予約権につき300円（ブルータス・コンサルティングによる条件決定日時点における評価と同額）としました。その上で、両時点における各本新株予約権の払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個あたりの払込金額を、第7回新株予約権につき4,410円、第8回新株予約権につき580円、第9回新株予約権につき300円と決定しました。なお、発行決議日と同日付で公表いたしました「新中期経営計画について/新株予約権発行に関する補足説明資料」において掲げた業績目標達成による中長期的な企業価値・株価向上へのコミットメント及びその実現可能性を総合的に勘案するとともに、当社の資金需要、希薄化の規模及び現状の株価を考慮した行使の蓋然性並びに当社が経営指標として定める2027年2月期以降の当期純利益、想定PER、PBR、目標株価及び目標時価総額等を考慮して割当予定先との間で協議した結果、第7回新株予約権は、当初、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の101.16%に相当する額である3,050円とし、第8回新株予約権は、当初、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の116.09%に相当する額である3,500円とし、第9回新株予約権は、2026年7月7日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の132.67%に相当する額である4,000円としました。すなわち、第7回新株予約権については、当社の直近の資金需要額を確保し、かつ割当予定先であるマッコーリーによる行使が早期に行われることを期待できる金額として、発行決議日の直前営業日までの直前6か月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値（円未満切捨て）である2,897円を上回る3,050円を行使価額と決定しました。また、第8回新株予約権及び第9回新株予約権については、行使期間である3年間の中で当社が持続的な成長を果たした各段階において割当予定先による行使が行われることを期待しつつ、過度に高い水準に行使価額を設定すると割当予定先による行使の蓋然性が確保できなくなることも考慮し、第7回新株予約権の行使価額から段階的に成長した企業価値を反映する金額として、それぞれ3,500円と4,000円を行使価額として決定いたしました。このように、現在の市場実勢株価に対して段階的なプレミアムを付した意欲的な目標株価を設定することで、当社の持続的成長に伴う「株価の上昇（企業価値の向上）」のプロセスと、新中期経営計画の戦略を加速させる「資本増強」のタイミングを連動させております。これにより、各本新株予約権の行使価額は、株価低迷期における不適切な株式発行を構造的に排除し、既存株主の皆様の利益を最大限に保護しながら、企業価値を最大化していく財務戦略として設計されております。また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について行使価額修正選択権が行使された場合における行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、マッコーリーとの間での協議を経て8%としておりますが、下限行使価額が発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。なお、各本新株予約権の当初行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先の見通しを示すものではありません。当該算定機関は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式

の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しております。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額の決定方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、上記払込金額による本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役会の判断については、法令に違反しておらず適法であるという趣旨の意見を得ております。

- () 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- () ブルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないで、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- () 当社取締役がそのようなブルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- () ブルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査等委員会への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- () 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- () 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

また、当社代表取締役である松本俊人氏は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行条件等に関するマツコーリーとの協議及び当社における協議・決議の場に参加しておりますが、第9回新株予約権の発行条件等に関しては、特別利害関係者に該当するため、当社における協議・決議の場には参加しておりません。